

# 速報! さくらユウワ通信

## 2023年度 税制改正大綱 (相続税・贈与税)

FAX NEWS 500号でご紹介致しました2023年度の税制大綱の資産課税について今回は詳しくご紹介させていただきます。

### 生前贈与加算の加算期間の延長

- 1、生前贈与は相続税申告の際に相続財産に加算する必要がありますが、その加算する期間が3年から5年に延長されました。

	改正前	改正後
加算期間	相続開始前3年以内	相続開始前7年以内

#### ※経過措置

令和9年から順次延長、令和12年に加算期間が7年になります。  
(令和9年：4年加算、令和10年：5年加算、令和11年：6年加算、令和12年：7年加算)

#### ※緩和措置

相続開始前4～7年の間に取得した財産については財産の価額の合計額から100万円控除出来ます。毎年100万円ではないので注意が必要です。

### 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(限度額：2,500万円)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出贈与税を計算します。

- 1、現行の特別控除2,500万円とは別途、基礎控除として年間110万円を控除することが出来るようになりました。

	改正前	改正後
控除額	2,500万円	2,500万円+年間110万円

- 2、相続時精算課税制度を選択していたとしても年間110万円までの贈与については贈与税の申告が不要になりました。

	改正前	改正後
申告対象	すべての贈与	110万円を超える贈与

- 3、暦年贈与の場合には死亡前7年間の贈与は相続財産に加算する事になりましたが、相続時精算課税制度については死亡前7年であっても110万円以下の場合には加算不要となります。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問合せください。【城野】